

九州心理学会大会準備委員会規程

(名称および目的)

第1条 本委員会は九州心理学会大会準備委員会と称する。

第2条 九州心理学会会則第2章第4条に基づき、九州心理学会は、九州心理学会年次大会の準備及び開催のために、九州心理学会大会準備委員会（以下「本委員会」とする）を置く。

(委員会及び事務局)

第3条 本委員会は久留米大学文学部心理学科内に置き、事務局は、原則、開催校におく。

委員会所在地

〒839-0851

福岡県久留米市御井町 1635

久留米大学文学部心理学科内

(組織)

第4条 本委員会は、委員長、大会会長、事務局長、委員から構成され、大会会長が議長となる。

- 1 委員長は、九州心理学会事務局規約第8条に基づき九州心理学会事務局長とする。
- 2 大会会長は、九州心理学会の理事会の議を経て総会の過半数の承認を得る。
- 3 大会会長は、事務局長を選任する。
- 4 委員は大会会長、事務局長が合議により、選任し、委員長が委嘱する。
- 5 事務局長は、大会会長を補佐し、大会会長に事故があるときまたは欠けたときは事務局長がその職務を代行する。

(任期)

第5条 本規程が承認された日をもって、委員会の設立とする。第2条の目的が達成された日をもって、委員会を解散する。各委員の任期は、各委員が委嘱された日を開始とし、年次大会が終了した日、または委員長が必要と認めた日を終了とする。

(活動内容)

第6条 本委員会は、九州心理学会年次大会開催準備及び開催のために必要な以下の項目について、それぞれ責任者を配して検討する。

- (1) 財務
- (2) 大会プログラムの編成・刊行・配付
- (3) 会場設営・懇親会

(4) 広報

(5) 庶務

(開催)

第7条 本委員会は、年数回開催する。必要に応じて臨時委員会を開催する。臨時委員会の参集範囲は、委員長が決定する。

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は、九州心理学会の理事会の議を得て、総会の過半数の承認を得るものとする。

付 則

(実施期日)

本規程は、令和3年12月18日から実施する。